

○那須町田中複合施設設置及び管理に関する条例

(平成 29 年 11 月 30 日条例第 18 号)

(設置)

第 1 条 廃校となった田中小学校を活用し、健康づくり及び福祉の向上に関する施策の推進並びに教育及び文化の発展に寄与するとともに、中小企業、新規起業者等の育成支援を図るため、那須町田中複合施設(以下「複合施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 複合施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 那須町田中複合施設

位置 那須町大字寺子乙 1240 番地 1

(施設)

第 3 条 複合施設は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 子育て支援施設
- (2) 体育支援施設
- (3) 高齢者活動支援施設
- (4) 地域コミュニティ活動支援施設
- (5) 中小企業等育成支援施設

2 複合施設は、前項の構成施設が有機的に連携し、活用されるよう一体的に管理するものとする。

(利用の許可)

第 4 条 複合施設を利用する者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 町長は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の制限)

第 5 条 町長は、複合施設の利用について、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 複合施設又は附属施設を毀損し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)に規定する団体等の利益になると認めるとき。
- (5) 長期にわたる継続利用又は反復利用により他の利用を妨げるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めるとき。

(目的外利用の禁止)

第6条 第4条の利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、許可を受けた目的以外に利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第7条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第4条の利用許可を取消し、又は複合施設の利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例の施行規則に違反したとき。
- (2) 第4条第2項の規定により付した許可の条件に違反したとき。
- (3) 第5条の規定に該当することが判明したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたことが判明したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるとき。

2 前項の場合において、利用者が損害を受けることがあっても、町はその賠償の責めを負わない。

(使用料)

第8条 利用者は、別表で定める使用料を納付しなければならない。

2 既納の使用料は還付しない。ただし、規則で定める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(その他の経費の負担)

第9条 複合施設の利用に当たり特に要する経費は、その利用者がこれを負担しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料の全部又は一部を減免することができる。

(原状回復の義務)

第11条 利用者は、複合施設の利用を終了したとき又は第7条第1項の規定により利用できなくなったときは、直ちに原状に復さなければならない。

2 町長は、利用者が前項の規定による義務を履行しないときは、利用者に代わりこれを執行し、その費用を利用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第12条 利用者は、複合施設の利用に際して、故意又は過失により、建物、附属設備等を損傷し、若しくは滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第13条 町長は、複合施設の管理を那須町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年条例第16号)の規定により、法人その他の団体であって町長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

- 2 前項の規定により指定管理者に複合施設の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。
  - (1) 複合施設の利用の許可に関する業務
  - (2) 複合施設の管理及び設備の維持管理に関する業務
  - (3) 使用料等の収受に関する業務
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、複合施設に関する事務のうち、町長のみの権限に属する事務を除く業務
- 3 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則で定める管理の基準に従い、複合施設を適正に町民等の利用に供しなければならない。
- 4 指定管理者は、複合施設を管理するに当たって個人情報を取扱うときは、那須町個人情報保護条例(平成17年条例第1号)の規定により、当該個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。
- 5 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第4条、第5条(第6号を除く。)、第7条(第1項第5号を除く。 )及び第11条第2項の規定中「町長」又は「町」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第14条 指定管理者に施設の管理を行わせる場合において、町長が適当と認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第8項の規定により、施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 第8条の規定に関わらず、前項の規定により利用料金において施設を利用する者は、第8条に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める額の利用料金を、指定管理者に支払わなければならない。
- 3 指定管理者は、別に定める減免の基準に該当するときその他必要があると認めるときは、前項の利用料金を減免することができる。
- 4 指定管理者は、利用料金の額、納入方法、減免等について定め、又はこれらを変更しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第8条関係)

使用料金表

施設名	区分	料金		
		町内	町外	営利目的
子育て支援施設及び体育支援施設		無料		
高齢者活動支援施設及び地域コミュニティ活動支援施設	1 時間	無料	100 円	300 円
	1 日間	無料	500 円	1,500 円
	1 週間	1,000 円	3,000 円	9,000 円
	2 週間	2,000 円	6,000 円	18,000 円
	3 週間	3,000 円	9,000 円	27,000 円
	1 箇月	4,000 円	12,000 円	36,000 円
中小企業等育成支援施設	1 箇月	30,000 円		